

告示

埼玉県告示第千四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	社会福祉法人みなな福祉会ケアハウス悠々湯ホーム	所在地	秩父郡皆野町下日野沢三九〇六一三	開設者名	社会福祉法人みなな福祉会	サービスの種類	特定施設入居者生活介護	指定年月日	令和二年九月一日
名称	薬局マツモトキヨシ草加三丁目店	所在地	草加市草加三―五―三四	開設者名	株式会社マツモトキヨシ	サービスの種類	居宅療養管理指導	指定年月日	令和二年一月一日
名称	あすなる薬局	所在地	新座市新座三―一〇五	開設者名	有限会社ニーマザ・ファーマシー	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導	指定年月日	令和二年九月一日